○国土交通省告示第千百十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十三条の三第一項第五号の規定に基づき、平成二十五年告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　やむを得ない事由が存する場合を除き、特例事業者（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第八十三条の三第一項に規定する特例事業者をいう。次号及び第三号において同じ。）又は適格特例投資家限定事業者（法第八十三条の三第一項に規定する適格特例投資家限定事業者をいう。次号及び第三号において同じ。）が事業参加者（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する事業参加者をいう。次号において同じ。）から事業契約（租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第四十三条の三第一項に規定する事業契約をいう。次号において同じ。）上の権利及び義務を取得しないこと。	一　やむを得ない事由が存する場合を除き、特例事業者（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第八十三条の三第一項に規定する特例事業者をいう。次号及び第三号において同じ。）が事業参加者（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第八項に規定する事業参加者をいう。次号において同じ。）から事業契約（租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第四十三条の三第一項に規定する事業契約をいう。次号において同じ。）上の権利及び義務を取得しないこと。
二　前号に規定する場合において事業参加者から事業契約上の権利及び義務を取得したときは、特例事業者又は適格特例投資家限定事業者は当該事業契約上の権利及び義務を速やかに譲渡すること。	二　前号に規定する場合において事業参加者から事業契約上の権利及び義務を取得したときは、特例事業者は当該事業契約上の権利及び義務を速やかに譲渡すること。
三　次に掲げる者からの出資額の合計が特例事業者又は適格特例投資家限定事業者の出資総額の二分の一を超えないこと。 イ・ロ　（略） ハ　対象不動産の譲渡人が個人の場合にあっては、その特別関係者（令第四十条の八第十項に規定する特別の関係がある者をいう。） ニ　特例事業者又は適格特例投資家限定事業者の関係会社	三　次に掲げる者からの出資額の合計が特例事業者の出資総額の二分の一を超えないこと。 イ・ロ　（略） ハ　対象不動産の譲渡人が個人の場合にあっては、その特別関係者（令第四十条の八第十一項に規定する特別の関係がある者をいう。） ニ　特例事業者の関係会社
四　（略）	四　（略）

附　則

この告示は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

○国土交通省告示第千百十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第七条第十七項第二号ホの規定に基づき、平成二十五年告示第千二百八十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　やむを得ない事由が存する場合を除き、特例事業者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）附則第十一条第十三項に規定する特例事業者（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二十二の二第三項に規定する小規模特例事業者を除く。）をいう。次号及び第三号において同じ。）又は特定適格特例投資家限定事業者（法附則第十一条第十三項に規定する特定適格特例投資家限定事業者をいう。次号及び第三号において同じ。）が事業参加者（不動産特定共同事業法第二条第十二項に規定する事業参加者をいう。次号において同じ。）から事業契約（地方税法施行令（以下「令」という。）附則第七条第十七項に規定する事業契約をいう。次号において同じ。）上の権利及び義務を取得しないこと。	一　やむを得ない事由が存する場合を除き、特例事業者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）附則第十一条第十四項に規定する特例事業者をいう。次号及び第三号において同じ。）が事業参加者（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第八項に規定する事業参加者をいう。次号において同じ。）から事業契約（地方税法施行令（以下「令」という。）附則第七条第十九項に規定する事業契約をいう。次号において同じ。）上の権利及び義務を取得しないこと。
二　前号に規定する場合において事業参加者から事業契約上の権利及び義務を取得したときは、特例事業者又は特定適格特例投資家限定事業者は当該事業契約上の権利及び義務を速やかに譲渡すること。	二　前号に規定する場合において事業参加者から事業契約上の権利及び義務を取得したときは、特例事業者は当該事業契約上の権利及び義務を速やかに譲渡すること。
三　次に掲げる者からの出資額の合計が特例事業者又は特定適格特例投資家限定事業者の出資総額の二分の一を超えないこと。 イ　特例対象不動産（令附則第七条第十七項第二号イに規定する特例対象不動産をいう。以下この号及び次号において同じ。）の譲渡人 ロ　特例対象不動産の譲渡人が法人の場合にあっては、その関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第八項に規定する関係会社をいう。ニにおいて同じ。）	三　次に掲げる者からの出資額の合計が特例事業者の出資総額の二分の一を超えないこと。 イ　対象不動産（令附則第十一条第十九項第一号に規定する対象不動産をいう。以下この号及び次号において同じ。）の譲渡人 ロ　対象不動産の譲渡人が法人の場合にあっては、その関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第八項に規定する関係会社をいう。ニにおいて同じ。）